

商標審判委員会の商標審決取消訴訟への応訴は百件を超える

4月29日、国家工商行政管理総局商標審判委員会案件応訴処は、北京市第一中級人民法院から送達された(2004)一中行初字399号事件に関する『応訴通知書』に署名した。これをもって、商標審判委員会の商標審決不服申立応訴事件は、百件に達した。

現行商標法は、商標審判委員会の終審として審決する権限を廃止し、司法審査を導入している。かかる新動向の要請に応じて、2002年、商標審判委員会は案件応訴処を設置した。同案件応訴処は、主に商標審決不服申立事件が司法審査に服することとされた後、当事者が商標審判委員会の審決、裁定に対して不服があるとき、司法手続に移行した後の応訴又は上訴等の任務を担っている。商標法及び商標法実施条例の規定に基づき、商標審判委員会が受理する範囲は、拒絶査定不服審判請求、異議申立ての決定不服審判請求、不正登録商標取消審判請求、商標登録無効審判請求とされている為、応訴及び上訴事件も主にこの4つの類型に関するものに分けられる。このほか、当事者が商標審判委員会の不受理(却下)処分を不服として提起する訴訟事件も少数ではあるが存在しているとのことである。

情報筋によれば、商標審判委員会が応訴した百件の事案のうち、2002年は8件、2003年は66件、2004年4月末までが26件で、前年同期のおよそ二倍となっている。

全国の人民法院で既に11件が著名商標と認定される

2001年7月に『最高人民法院のインターネットのドメイン名に係る民事紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈』が公布されてより今年の4月末に至るまで、全国の人民法院は、既に11件の著名商標を認定した。その商品区分は広範囲に渡り、家庭用化学製品や電子、被服、靴類、塗料、医薬品、化学肥料等に及んでいる。

これらの11件の著名商標は次のとおり。

北京市高級人民法院認定の「DU PONT」(化学工業、電子等)

上海市高級人民法院認定の「舒服佳」(せっけん類)

浙江省高級人民法院認定の「紅蜻蛉」(皮靴)

福建省高級人民法院認定の「拼 pin」(カジュアル服)

山東省濰坊中級人民法院認定の「仙霞」(被服)

山東省青島中級人民法院認定の「白雪」(文房具類);

湖北高級人民法院認定の「立邦」(塗料)、「国美」(国美電器)及び「勁牌」

(白酒)

海南省高級人民法院認定の「再林」(医薬品)

河北省高級人民法院認定の「撒可富」(化学肥料)

判っているところによれば、人民法院が著名商標を認定するときは、消極的認定の原則(当事者主義)により行なわれる。即ち、当事者自らが認定を求め、かつ具体的な事由によって著名商標と認定されることが必要と認められる場合にのみ、認定することができるものである。商標権侵害事件において、当事者が、以前に主管行政機関又は人民法院に認定されたことのある著名商標に対して保護を求める場合において、相手方当事者が当該事案に係る商標が著名商標であるか否かについて異議を留めないときは、人民法院は、審理をすることなく、その商標が著名商標として保護されることを認める。但し、相手方当事者がその商標の著名性に異議を述べたときは、受訴人民法院は、中国商標法第 14 条の規定に基づき、再度審理するものとされる。

さらに、人民法院が著名商標を認定するときは、個別的・具体的認定の原則により行なわれている。つまり、人民法院による判決書に記載される認定された著名商標は、当該事案においてのみ効力を有し、その他の事案にも当然に影響を及ぼすとはいえないものである。事案に係る商標が以前に著名商標と認定され、かつその事案の審理中においても、相手方当事者が当該商標を引き続き著名商標とすることができることを認めている場合は、人民法院は、審理することなく、直接に当該商標を著名商標として保護することができる。相手方当事者が当該商標を著名商標と認めない場合にのみ、人民法院は、中国商標法第 14 条の規定に基づき、当該商標を著名商標と認定するか否かについて、再度審理することとされる。

2004 年 5 月 22 日 『人民法院報』より

北京市高級人民法院がオリンピック関連の 権利侵害事件に関する三大審理原則を公布

過日、北京市高級人民法院は、今後のオリンピック関連知的財産権の侵害が疑われる事件の審理に関する三大原則を公布した。

第一に、『オリンピック標章保護条例』の定めるところにより、オリンピック標章は、オリンピック五輪の図形標章のほか、国際オリンピック委員会のオリンピック旗、キャッチフレーズ、記章、会歌、「オリンピック」、「オリンピア」、「オリンピック大会」及びその略称等の固有名義、中国オリンピック委員会の名称、記章、標章、2008 年北京オリンピック大会申請委員会の名称、記章、標章、第 29 回オリンピック大会組織委員会の名称、記章、第 29 回オリンピック大会のマスコット、会歌、スローガン、「北京 2008」、「第 29 回オリンピック大会」及びその略称等をも含むとされている。

第二に、今後、オリンピック標章の権利者の許諾を得ないで、オリンピック標章を商品、商品の包装、容器又は役務の提供に使用する行為、オリンピック標章を広告宣伝、業としての展示、営利を目的とした演出等の活動において使用する行為、オリンピック標章を含む商品を販売、輸出入する行為、オリンピ

ック標章を製造又は販売する行為等に対しては、人民法院は、それを権利侵害行為と認定するものとする。

第三に、中国民法通則及び知的財産関連法の規定に基づき、オリンピック関連の知的財産権を侵害した権利侵害者に対して、人民法院は、侵害行為の停止、謝罪広告の掲載、悪影響の除去及び損害賠償等の民事責任を負うべき旨の判決を下すことができる。登録商標の模倣、模倣登録商標を付した商品を販売する行為等について犯罪が成立している場合は、中国刑法の規定により7年以下の有期懲役及び罰金に処することとされる。

北京市高級人民法院は、オリンピック標章の保護に関する事案について、人民法院としては訴訟係属の法定期間を遵守し、第一審事件は6箇月以内で結審、第二審事件は3箇月以内で結審させることを保障する、と厳かに約束している。

2004年5月18日『中国知識産権報』より

本田 模倣品対策で訴えられるが、終審判決で名誉回復する

2003年5月31日、広東省工商局は、広東威凌オートバイ実業有限公司による日本本田技研工業株式会社の登録商標を模倣する行為について取締りを行った。その後、同本田社北京事務所の職員が記事を執筆して、3社の新聞社に投稿した。当該記事の中では、同威凌社生産のWL125T-3二輪車は、本田社が五羊 本田オートバイ（広州）有限公司生産のWH125Tについて中国で出願した意匠特許と対比して、外観デザインは全く同一であり、さらに、当該二輪車の車体に、本田社が中国で登録を受けた「STREAM」、「SCR」商標を無断で使用しており、本田社及び需要者に対して、極めて重大な悪影響を及ぼしていることが告知されていた。また、同年6、7月の間、本田社北京事務所は、当該記事を掲載した3社の新聞に訂正広告をそれぞれ掲載し、当該記事に誤りがあったことを認め、威凌社に対し陳謝の意を表明した。2002年7月13日、威凌社は、本田社の行為が不正競争行為を成立させていることを理由として、第一審人民法院に訴えを提起し、本田社は直ちに謝罪広告を掲載し、悪影響を除去、自社が被った損害の賠償として1,500万人民元を支払うべき旨の判決を請求した。

第一審人民法院の判示は次のとおり。本田社がその宣伝報道の記事において、威凌社が本田社の登録商標を模倣していない二輪車を、本田社の登録商標を模倣しているものとして流布する行為は、威凌社生産の当該型番の二輪車の名誉を毀損し、さらに威凌社の営業上の信用を害しているといえるものであり、不正競争行為を成立させているものと評価される。よって、本田社は、威凌社に対して財産的損害の賠償として20万人民元を支払い、あわせて、威凌社に対して新聞上で公開謝罪すべき旨判決する。

本田社は第一審判決を不服として、広東省高級人民法院に上訴した。

2003年12月17日、広東省高級人民法院は終審判決を下し、原判決を破棄し、威凌社からの請求の全部を棄却した。終審判決では、本田社の行為は、権利侵害が成立しないことが認定された。広東省高級人民法院は次のとおり判示している。本田社の職員がその執筆した記事において、自社の権利を擁護しよ

うとして宣伝報道することは、威凌社が本田社の登録商標を模倣することによって、行政機関により取り締られたという事実を前提にしているものであり、わが中国の法律の定めには違反しているとはいえない。本件事実が明らかにするところでは、本田社は、その報道において、権利侵害に係る WL125T 型二輪車を誤って WL125T-3 型二輪車と記載したことを知った後、遅滞なく当該記事を掲載した新聞上に訂正広告を掲載しており、あわせて、威凌社に対し陳謝の意を表明しているため、本田社が採った自己の過失行為に対する適時の救済措置により、悪影響を除去するには足りていたといえることができる。これからみれば、本田社は主観的にも、威凌社を故意に誹謗中傷してはいないのであるから、本田社の行為は、不正競争行為を成立させていないとするのが相当である。第二審判決では特に、いかなる団体又は個人も他人の知的財産権を侵害したときは、その権利侵害行為について権利者及び社会公衆から批判、事実の公表をされなければならない、このような正当な批判、事実の公表は、法律の権威及び法的権利の擁護に不可欠なものであるため、多少の瑕疵があったとしても、一概に不正競争行為として責任を追及すべきではない、と指摘された。

2004年5月22日『中国知識産権報』より

商標審判委員会が初めて不作為で訴えられる

成都市雅紳精細化工公司是、ドイツのヘンケル社が中国で登録した「威白」商標が自社の「威白」商標と類似しており、登録を受けることができないものであるとして、この5年の間に6回に渡って商標審判委員会に相手方の登録商標の取消しを求めて審判を請求したが、商標審判委員会は、当該請求に対して何らの処分もしていなかった。その為、5月26日、同公司是、北京市第一中級人民法院に商標審判委員会を被告として、行政上の不作為の違法確認を求めて出訴した。

雅紳社の主張は次のとおり。1994年11月、自社が国家工商行政管理総局商標局から「威白」商標の登録を受けてまもなくの間に、ドイツヘンケル株式会社及び合作有限公司が、同一の商品に一連の「威白」商標の登録を受けていたことを発見した。これら二つの商標は極めて類似しており、需要者に誤認、混同を容易に生じやすいものである。1999年から2002年までの間に、雅紳社は、6回に渡り商標審判委員会に「商標登録無効審判」及び「不正登録商標取消審判」等の請求を提出していたが、商標審判委員会は、これらの請求を受理し、手数料を徴収しただけで、これまで何らの処分も行っていない。従って、関連する法律の規定に基づき、商標審判委員会の法律上の職責の不履行を理由として訴えを提起するものである。情報によれば、これは商標審判委員会が初めて行政上の不作為として訴えられた事件だという。

商標審判委員会としては、既に雅紳社からの請求を受理し、事案も審判手続が行なわれているうえで、審決を下す前に行政上の不作為として不服申立てをされるのは、事実上及び法律上理由がないと考えているようである。

2004年5月27日『信報』より